

伊勢原市告示第 1 7 5 号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 3 4 号）第 5 条第 3 項（同令第 6 条及び第 7 条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同令第 5 条第 1 項及び第 5 項並びに第 7 条第 1 項から第 3 項までの規定による公表の方法を次のとおり定める。

令和 7 年 1 0 月 1 7 日

伊勢原市長 萩 原 鉄 也

1. インターネットを利用して閲覧に供する方法

伊勢原市ホームページ（<https://www.city.isehara.kanagawa.jp/>）又はかながわ電子入札共同システム（<https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>）において公表する。

2. 閲覧所を設けて閲覧に供する方法

契約検査課内（伊勢原市役所本庁舎 3 階 伊勢原市田中 3 4 8 番地）において公表する。

附 則

この告示は、令和 7 年 1 0 月 1 7 日から施行する。